

議案第 160 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 103 号を次のように改める。

(103) 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第

229 号）第 35 条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査

ア 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成 12 年神奈

川県条例第 8 号）別表第 2 の 1 の項(2)アに規定する屋台型臨時営業

1 件につき 4,000 円

イ ア以外の営業

1 件につき 16,000 円

第 2 条第 258 号中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同号アを次のように改める。

ア 認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請

建築物等」という。）に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平

成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 6 条の 2

第 5 項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確

認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1 件につき 次に掲げる当該申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ次に規定する額

(7) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

a	1 戸	8, 0 0 0 円
b	2 戸以上 5 戸以下	1 5, 0 0 0 円
c	6 戸以上 1 0 戸以下	2 5, 0 0 0 円
d	1 1 戸以上 2 5 戸以下	4 2, 0 0 0 円
e	2 6 戸以上 5 0 戸以下	6 9, 0 0 0 円
f	5 1 戸以上 1 0 0 戸以下	1 1 6, 0 0 0 円
g	1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下	1 9 0, 0 0 0 円
h	2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下	2 4 0, 0 0 0 円
i	3 0 1 戸以上	2 6 0, 0 0 0 円

(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

a	1 戸	1 1, 9 0 0 円
b	2 戸以上 5 戸以下	2 3, 0 0 0 円
c	6 戸以上 1 0 戸以下	3 7, 0 0 0 円
d	1 1 戸以上 2 5 戸以下	6 3, 0 0 0 円
e	2 6 戸以上 5 0 戸以下	1 0 4, 0 0 0 円
f	5 1 戸以上 1 0 0 戸以下	1 7 0, 0 0 0 円
g	1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下	2 8 0, 0 0 0 円
h	2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下	3 6 0, 0 0 0 円

i 301戸以上

390,000円

第2条第258号イを削り、同号ウ中「又はイ」及び「を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同号ウ(ア)中「30戸」を「25戸」に、「31戸」を「26戸」に改め、同号ウ(イ)中「30戸」を「25戸」に、「31戸」を「26戸」に改め、同号ウを同号イとし、同条第259号中「第3項」を「第5項」に改め、同条第260号中「第3項」を「第5項」に改め、同号アを次のように改める。

ア 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）に係る住宅品質確保法第6条の2第5項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 申請建築物等の当該長期優良住宅建築等計画の区分に応じ第258号ア(ア)又は(イ)に規定する額に2分の1を乗じて得た額

第2条第260号イを削り、同号ウ中「又はイ」を削り、「第258号ウ(ア)」を「第258号イ(ア)」に改め、「を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同号ウを同号イとし、同条第261号中「第3項」を「第5項」に改め、同条第262号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同条第263号中「計画」を「長期優良住宅建築等計画」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(263)の2 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

1件につき 160,000円

第2条第264号ア中「又は」の次に「住宅品質確保法第5条第1項に規定

する」を加え、同号イ中「日本住宅性能表示基準」の次に「（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）」を加え、同条第２８０号中「、第６３条第３項第５号イ若しくは第６８条の６９第３項第５号イ」を「若しくは第６３条第３項第５号イ」に改め、同条第２８１号中「、第６３条第３項第６号若しくは第６８条の６９第３項第６号」を「若しくは第６３条第３項第６号」に改め、同条第２８２号中「、第６３条第３項第７号イ又は第６８条の６９第３項第７号イ」を「又は第６３条第３項第７号イ」に改め、同条第２８３号中「、第６３条第３項第７号ロ若しくは第６８条の６９第３項第７号ロ」を「若しくは第６３条第３項第７号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和４年２月２０日から施行する。ただし、第２条第２８０号から第２８３号までの改正規定は同年４月１日から、同条第１０３号の改正規定は同年６月１日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請において、住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書等が添付された場合の審査に係る手数料を定めること、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、住宅の容積率の特例に関する許可の申請に係る手数料を新設すること、神奈川県の商品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部改正に伴い、飲食店営業のうち屋台型臨時営業の許可の申請に係る手数料を新設すること等のため、この条例を制定するものである。